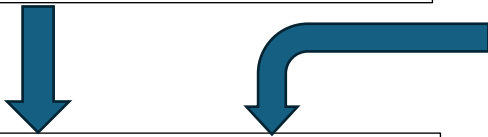


地震・津波対策（労働災害版）

労災事故の最近の傾向

- ・ 弁護士が代理人になる事が増えた。
- ・ 突然、裁判所から提訴の通知が届く。出廷しなければ刑が確定。
- ・ 2022年の民法改正で賠償金がアップ。
- ・ 精神障害、過労、自殺等今まであまりなかった請求が増えている。
- ・ 元請け業者と下請け業者が連名で提訴された場合、それぞれ別の弁護士が必要。
- ・ 弁護士費用は数百万円との事。



考えられる事

- ・ 従来地震等での労災保険は天災による不可抗力とされ、業務起因性が認められる場合に適応されました。
- ・ **東日本大震災では被害者保護として労災保険は積極的に支払われました。**
- ・ 今後の大震災でも労災保険は積極的に支払われると考えられます。
- ・ 上記、**民事の賠償意識が高まっている現状、労災保険が支払われれば当然請求されると考えられます。**
- ・ 自動車保険の人身傷害や搭乗者補償は地震・津波は免責で支払われません。
- ・ 復旧対応中も余震は続きます。

前提

- ・ 大規模災害時、被害を防ぐ事が最優先です。（避難が最も有効な手段とされていますし、低コストです。）
- ・ 残念ながら毎回のように犠牲が出る事も事実です。

火山（地震）活動は活発化？

首都圏直下地震や東南海地震の発生確率が上がっているとの事ですが、それ以外の場所でも以下の状況です。

2024年（日本付近 M6.0以上）

- 1月1日 能登 M7.6
- 4月2日 岩手北部 M6.0
- 4月3日 台湾 M7.7
- 4月17日 豊後水道 M6.6
- 6月3日 能登 M6.0
- 7月11日 フィリピン M7.1
- 8月3日 フィリピン M7.0
- 8月8日 日向灘 M7.1
- 8月18日 カムチャッカ M7.0

M5以上の地震発生回数



対策が必要です

使用者賠償保険が必要です。

- ・ 損害賠償金
- ・ 弁護士費用

補償額や特約等を最適設定することが必要です。

